公益社団法人麻布法人会　入会及び退会規程

（目　的）

第１条　この規程は、定款第６条及び第９条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

（入　会）

第２条　この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において定める入会申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。

（会　費）

第３条　会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第７条により総会の決議を経て別に定める会費規程による。

（退会事由及び手続）

第４条　この法人を退会しようとする会員は、退会手続きを行い、任意に退会することができる。

２　定款第８条の定める事由により資格を喪失した場合、原則として既納の会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

（再入会）

第５条　前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第２条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

２　前項の再入会の申し込みに対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後５年間は、再入会を認めないこととする。

（会員名簿及び会員に関する情報の取り扱い）

第６条　入会者は、会員の種別毎にこの法人の管理する会員名簿に登録する。

２　前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会の定める変更届の提出を求める。

３　定款第８条の定める事由により、資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。

４　会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

（改　廃）

第７条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附　則

１　この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

２　この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

（別　表）入会申込書に記載する主要事項

１　正会員及び賛助会員

（１）入会に際しての誓約

「入会の上は、貴法人の定款及び諸規程を遵守し、総会及び理事会の決定に従います。」

（２）法人名、登記住所、代表者名、電話、FAX、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ、ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ、法人設立日、資本金

決算期、業種、担当部課及び氏名、連絡先を別途指定する者は連絡先、紹介者名

（３）個人情報公開についての同意・不同意の確認（ホームページ、広報誌等での公表とその範囲）